

「松山市中小企業等応援金」(市制度)と「月次支援金」(国制度)との制度比較

	松山市中小企業等応援金 ※松山市に申請	緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金 ※国に申請
対象者	令和3年5月1日時点で松山市内に本社・本店のある中小企業者又は松山市内に住所のある個人事業主で、①～④の全てに該当する事業者 ※業種問わず ①令和3年1～5月のいずれかの月(対象月)の事業収入が、平成31(令和元)年又は令和2年の同月(比較対象月)と比較して 30%以上減少 していること ②平成31(令和元)年又は令和2年の1～5月を含む年間売上が、 <u>法人240万円以上、個人事業主120万円以上</u> であること ③厳しい経営環境を乗り越え、将来に向かって効果が持続するよう新型コロナウイルス感染症の対策に取り組んでいること ④応援金の給付を受けた後にも事業を継続する意思があること	①と②を満たす事業者 ※業種・地域を問わず ①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること ②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が平成31(令和元)年又は令和2年の同月と比較して 50%以上減少 していること
給付額	【法人】 20万円 【個人事業主】 10万円 ※1事業者につき1回限り	【法人】 上限40万円(20万円×4・5月分) 【個人事業者等】 上限20万円(10万円×4・5月分) ※各対象月について、申請・受給は1回のみ
申請手続き	【申請期間】 令和3年6月1日(火)～8月31日(火) 【申請方法】 <u>オンライン(WEB)・窓口(市役所11階大会議室)・郵送</u> 【申請書類】 ①申請書 ②誓約書 ③対象月の事業収入が確認できる書類(売上台帳等) ④比較対象月の事業収入月額が確認できる書類(確定申告書等) ⑤令和3年5月1日時点の住所地が確認できる書類 (法人は履歴事項全部証明書、個人事業主は住民票) ⑥本人確認書類の写し ⑦振込先口座の通帳の写し	【申請期間】 令和3年6月中下旬～8月中下旬 <4・5月分> 【申請方法】 <u>オンライン(WEB)のみ</u> ※申請サポート会場も開設(市内予定) 【申請書類】 ①平成31(令和元)年・令和2年の確定申告書 ②令和3年の対象月の売上台帳 ③宣誓・同意書 ④本人確認書類の写し(個人事業者等のみ) ⑤履歴事項全部証明書(法人のみ) ⑥振込先口座の通帳の写し ※初回申請時に、登録機関(サイトで確認)で事前確認を受ける必要あり ※2回目以降の申請は事前確認や申請書類の簡略化あり
対象外	◆松山市新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金の 対象事業者 ◆「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」、「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」を受給した 事業者	◆松山市新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金を 受給した事業者